

総合科学技術会議  
第68回生命倫理専門調査会議事概要（案）

日 時：平成24年7月12日（木）14：00～16：03  
場 所：中央合同庁舎第4号館 第3特別会議室

出席者：（総合科学技術会議議員）

相澤益男、奥村直樹、青木玲子

（専門委員）

青野由利、阿久津英憲、位田隆一、高木美也子、田辺功

玉井真理子、田村京子、樋口範雄、町野朔、吉村泰典

（招聘研究者）

米村滋人 東北大学大学院法学研究科准教授

事務局：倉持隆雄政策統括官、吉川晃審議官、山本順二参事官

議 事：1. 開 会

2. 議 題

（1）前回議事録の確認

（2）ヒト胚研究に関する法制度について専門家からヒアリング

・「ヒト組織・ヒト胚に関する法的規律」

米村滋人 東北大学大学院法学研究科准教授

・「日本の生命倫理、日本のヒト胚」

町野朔 上智大学生命倫理研究所教授

（3）第4回欧州委員会生命倫理国際対話の報告

「臨床研究及び多施設共同研究における大規模研究と医学データベースのガバナンス」

・位田隆一 同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科 特別客員教授

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 第67回生命倫理専門調査会議事概要（案）

資料2 ヒト組織・ヒト胚に関する法的規律

資料3-1 日本の生命倫理、日本のヒト胚

資料3-2 「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」法学教室  
2001年4月号

資料 3 - 3 「報告書」に対する意見

資料 3 - 4 「生命倫理の 3 局面」 学術の動向 2002 年 5 月号

資料 4 臨床研究及び多施設共同研究における大規模研究と医学データベースのガバナンス

議事概要：

(相澤会長) それでは、定刻になりましたので、ただいまより生命倫理専門調査会を開催させていただきます。

お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

(山本参事官) それでは、お手元の資料の確認をお願いします。

お手元の資料、本日の議事次第、それから座席表の後、資料の1から4までございますが、資料の1が前回の議事概要(案)でございます。それから、資料の2が、本日の米村先生からの発表の資料でございます。それから資料の3は、資料3-1から3-4までございますが、町野先生の一連の資料でございます。それから、資料の4が位田先生の国際会議での結果の報告の資料でございます。資料としては以上でございますが、過不足等ございましたら、事務局のほうまでお知らせください。

(相澤会長) それでは、議事に入ります。

最初に、前回の議事要録でございますけれども、資料1にございますとおりです。

既にご発言の部分についてはご検討いただいておりますので、全体として、ご確認いただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これを承認いただいたということにさせていただきます。

本日、2件のヒアリングを予定しております。本日は法律的な立場からということでお二人にお越しいただきました。お一人は、東北大学大学院の米村先生でございます。それから、お二人目は、本専門調査会の委員でもある町野先生をお願いしております。

まず最初のヒアリングといたしまして、米村先生にお願いしたいと思います。資料は2ということで添付されておりますので、これに従いまして、よろしくお申し上げます。

(米村准教授) ただいまご紹介にあずかりました東北大学の米村と申します。本日は、お招きいただきましてまことにありがとうございます。

私が専門にしておりますのは民事法及び医事法でございます。私のほうで従来研究対象としてまいりましたのは医学研究ないし医療に関する主として民事法的な諸問題ということになりますので、本日もそのような観点からヒト組織及びヒト胚に関する法的規律というタイトルでお話しをさせていただければと存じます。

本日の内容といたしまして3点見出しのみ掲げさせていただきました。「はじめに」、「ヒト組織をめぐる法律関係」、「ヒト胚をめぐる法律関係」の3点でございます。順にお話しをさせていただこうと存じます。

まず、「はじめに」でございます。

こちらの総合科学技術会議生命倫理専門調査会の皆様のほうでは、これまでもヒト胚の取り扱い、ないしはヒト胚研究の規制の問題につきまして、長らく大変なご議論をいただいてきたと認識しております。それに関しまして、従来成果物といたしまして幾つかの報告書が重要なものとして挙げられるかと存じますが、そのうちの平成15年の中間報告書というものがございます。こちらの中に、ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方という中間報告書の段階のものでございますけれども、こちらの中に、ヒト受精胚の倫理的位置づけという項目があり、そこで、以下のような記述がございます。急いで読み上げさせていただきます。

「委員の大多数の見解は、ヒト受精胚を『モノ』と見ることはできないのはもちろんであるが、人権を享有する『人』と同じ位置づけを持つものとするのもできないとするもの〔であった。〕……ヒト受精胚については、人格を持つ『人』ではなく、単なる『モノ』でもない中間的存在として位置づけざるを得ない。……『ヒト胚の取扱いは『モノ』に対するのと同じであってはならない、しかし、『人』と同一であるべきでもない』ということ以上に何を意味するかは不明確であるため、さらに考察を加える必要がある」という記述でございます。

さらに、Ⅷの胚の取り扱いの制度的枠組みの欄におきまして、「ヒト受精胚は、『人の尊厳』を堅持していくためにも、『人の生命の萌芽』として尊重されなければならない。……政府は、このような、ヒト受精胚等の倫理的位置づけと取り扱いのあり方を何らかの制度として明確に示すべきである。」という記述がございます。

最後のところは、ちょっと朗読は省略いたしますが、当面はガイドライン等を用いてもよいが、国民的対話、国民的議論を進めるべきであるという記述がございます。

その翌年、平成16年になりまして、最終報告書という形で同じタイトルでの報告書が出されております。その中では、ヒト受精胚の位置づけにつきまして、以下のような記述がございます。

「現行法上、ヒト受精胚の法的位置づけを明文上定め、その尊重を規定する法軌範は存在せず、これに『人』としての地位を与える規定もないが、民法、刑法上等の解釈上、人に由来する細胞として、通常の『物』とは異なった扱いがなされていると考えられている」という記述でございます。

さらに、以下のような記述もございます。

「ヒト受精胚は、『人』そのものではないとしても、『人の尊厳』という社会の基本的価値の維持のために、特に尊重されるべき存在であり、かかる意味

で『人の生命の萌芽』として位置づけられるべきものと考えられる」というものです。

ここでアンダーラインを引いている部分がございますが、こちらに関しましては、後ほど言及させていただきたいと存じます。

以上の報告書を、ごく一部ではございますが、概観したところで若干のまとめをさせていただきたいと存じます。中間報告書のほうでは、受精胚は、人とモノの中間的存在であるという記述がございます。しかし、それ以上に突っ込んだ具体的な内容というものは明らかにされておりません。

さらに、最終報告書のほうでは、受精胚は人の生命の萌芽であるとして尊重されるべきものとされる一方で、先ほど触れました、人とモノの中間的存在であるというような中間報告書のような記述は落ちておりまして、法的な位置づけとしてはさらに不明確になっているという印象がございます。

具体的な制度の内容に関して、中間報告書でも最終報告書でも、多大な言及があるわけがございますが、大半が研究利用に関する公的審査機関等による規制のあり方をめぐる議論になっておりまして、受精胚それ自体の法的な位置づけというものについての議論ではないという状況でございます。

ところで、私は、こういった医学研究等々の法的諸問題の研究をしているということもございまして、医学関係者や理科系の先生方とお話をする機会が多々あるわけがございますが、そのときに、しばしばご指摘いただくこととして「規制」という言葉と「規律」という言葉の違いがよくわからないということがございました。もしかすると、こちらにおいでの方にはもういまさらというお話かもしれませんが、念のために一言ご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、法規制という言葉は、これと違う用法をする場合もないわけではございませんが、通常は、何らかの利益を保護するため、または何らかの悪しき結果を防止するために、私人の権利を制限し、または義務を課すことをいいます。ですから、何かしら外から自由に対して制限、制約を加えていくという、そういう法の作用を法規制と呼んでいることが多いということになります。

こういったことをするために、通常は、法律、すなわち議会制定法が必要だと考えられております。したがって、本来はガイドライン等によって規制を行うことはできないわけですし、ガイドラインに対する違反があっても、直接の制裁を加えることは本来的にはできないということになります。

それから、法的規律という言葉、こちらのほうは、特定の場面に適用される規範（ルール）、それ自体をいうというのが通常の用法でございます。これは、外から自由に制約を加えるというような場面だけではございまして、ありとあらゆるルールのことを法的規律というふうに称しております。現実に、法規

制、いわゆる国による何かしらの自由の制約ということがなされている場合も、なされていない場合も、およそすべての社会現象については、一定の法規範が存在するというふうに考えられております。特に、私人間関係、すなわち民法の世界においてはそのような前提がとられております。民法という法律は、私が専門にしているのは民法でございますけれども、原理的にはあらゆる私人間関係、すなわち個人と個人との関係は民法が扱うという建前でつくられております。もちろん、さまざまな特殊な領域、例えば商取引に関しては商法、それから労働関係については労働法、知財に関しては知的財産法という形で、さまざまな分野が枝分かれしてございますけれども、それは、後の時代に特殊な領域であるということが認識されて分離、独立したものでございまして、分離、独立していないものに関してはすべて民法が面倒を見るという制度の建前になっております。ですので、もちろん、このヒト胚についても、本来的には民法が何らかのルールを決めているという前提がございまして、そういう意味も含めまして法的規律という言葉は使われるということになります。

したがって、ヒト胚に関する法的規律といいますのは、ヒト胚の利用行為に対する法規制をどのように行うかという問題とは別個独立に検討される問題でございます。

その中では、ヒト胚の位置づけについての基本的な法律関係が最も重要なテーマですので、例として幾つかのものを挙げさせていただきました。

ヒト胚に対して、だれがどのような権利を有するかという問題、これが、実は最も本質的であり、かなりの部分がこの問題に含まれるわけですが、具体的に申しますと、ヒト胚の提供を行う際の同意権者はだれか、だれが同意できるのかという問題がございまして、それから、ヒト胚の研究利用を認めた場合に、研究者はどのような範囲、方法でヒト胚を利用できるのであるかという問題、若干敷衍して申しますと、他の研究者に有償で貸し出す（賃貸を行う）ことや、完全に譲渡してしまうということができるとどうかという問題などが含まれます。さらに、ヒト胚の利用者が胚の占有を不法に奪われた場合に返還請求をなし得るかという問題もここに含まれるということになります。

本日は、こういった内容を見据えて、ヒト胚というものの法的な位置づけにつきましてお話しをさせていただきたいと存じます。

まず、その前提といたしまして、ヒト胚に比べて、若干ではございますが議論が活発になされているヒト組織をめぐる法律関係につきましてお話しをさせていただきたいと存じます。

ヒト組織と申しますのは、要は通常の人細胞のことです。血液や皮膚など、何かしらの組織を研究のために利用するということが近年ふえてきております。そういった関連で、このヒト組織の法的地位というものについての議論がなさ

れているという状況でございます。

従来の方と考え方といたしましては、生きている方の人体それ自体は物ではないということになっており、所有権は成立しないとされております。ところが、人体から分離された組織・細胞については、その法的地位に関して複数の見解が存在しております。その複数の見解のいずれもいまだ多数を占めているとはいえない状況でございます。大きく3つほどの見解に分けられるかと思っております。

1つ目が所有権説という、伝統的な考え方でございます。2つ目が人格権説、3つ目が複合権利説の3つでございます。順に、簡単に概略を説明いたします。

所有権説という考え方は、我妻栄など、この方は戦中戦後に活躍した大民法学者でございますが、我妻博士などが主張された考え方でありまして、人体から分離した毛髪・歯牙など、当時はそのようなものしか想定されていなかったということになります。そういった組織は物となり、これに対する所有権が成立するというふうに解しておりました。ただし、この所有権には公序良俗などによる制約が課せられているというふうにされておりましたが、具体的な内容には言及されておりませんでした。

所有権説によりますと、研究目的に提供された組織・細胞等々は、通常は贈与のような形で所有権が提供者から医学研究者に移転するというふうと考えられます。その結果、研究者は、所有者として、ヒト組織を利用できることになり、仮に提供者が利用目的を限定しても、例えばこの組織は何々症候群の研究だけに使ってほしいというように提供者が希望を述べて提供したといたしましても、所有権の範囲を直接に制限するものではないというふう考えることになります。

2番目に人格権説という考え方でございます。

これは、今お話しした所有権説のような考え方を批判し、ヒト組織というものは人体から分離しても物になってしまうわけではない、そのように扱うのは不当であるという点を出発点といたします。所有権は成立しないということを前提とします。

では、どのような法律関係が成立するかと言いますと、ヒト組織には人格権というような権利が及ぶのだとされております。人格権というのは、かなり一般的な名称でございますが、民法の世界では、私人間の権利は多くのものが財産権と人格権のどちらかに分類されると言われております。財産に関する権利が財産権、それから人の人格的な要素に関する権利が人格権というふうに分類されます。そのため、名誉、プライバシー、それから生命・身体も人格権に含むことがございますが、さまざまな権利が人格権に含まれるということになっております。そのような人格権の一つがこの場合にもヒト組織に及んでいるのだということが主張されるわけでございます。その人格権の効果として提供者

は、みずからの組織・細胞を研究目的に提供できるというのがこの見解の論者の主張でございます。

人格権の内容というのは、しかしながら一般的には余り明確ではございません。この見解に立った場合の法律関係がどのようになるのかということは、はっきりとはしておりませんが、研究目的に提供された場合には、提供者の明示の同意がある範囲でのみ研究者等が利用できるというようなことになるのではないかとされておりまして。

3番目が複合権利説という考え方でございます。

これは、1つのヒト組織に対して所有権と人格権の両者が成立すると考える見解でございます。今までご説明申し上げました2つの考え方の折衷説のようなものでございます。理論的には、所有権ないし財産権と人格権の2つが別々に併存する、つまり両方成り立っているという考え方と、財産権・人格権いずれの性質をも反映した1つの融合的権利のみが成立しているのだという考え方、この2つが存在し得ます。

この見解に立った場合、2本あるのだと考えても1本あるのだと考えてもということですが、複合権利の内容をどのように理解するかによって、結論は大きく異なってまいります。財産的権利に近づけて考えるのか、人格的権利に近づけて考えるのかということで、権利の内容が変わるということになります。

実は、この複合権利説という考え方は、必ずしも突然出てきたものというわけではございません。既存の法制度の中に、これに近い法律構成をとっているものが幾つかございます。例として2つほど挙げさせていただきました。

まずは、著作権でございます。いわゆる広義の著作権につきましましては、著作者人格権と著作財産権、この著作財産権が普通は著作権と呼ばれておりますが、その2つに分かれるというふうに考えられております。そして、著作者人格権は譲渡することができず常に著作者にとどまるといように考えられていまして、著作財産権すなわち著作権のみが他者に譲渡できるとされております。したがって、著作権を譲り受けた者が何かしら著作物を利用する中で著作者人格権に反するような利用を行った場合には、著作者が著作者人格権の行使として差止請求や損害賠償請求を行うことができるというように考えられております。これは、2つの権利が別々に併存しているというタイプの制度ということになります。

それから、もう一つ、パブリシティ権というものがございます。パブリシティ権というのは、最近、最高裁におきまして明確に権利があるということが認定されたということでマスコミにも報道された権利でございますが、簡単に内容を申しますと、有名人の肖像（顔写真など）や名前などを、顧客吸引力を持たせるために商品に付するという、そういう形の権利ということに

なります。ですから、通常は商業利用の場合が想定されております。しかしながら、名前や顔写真は、もとはといえばその人自身と切り離すことのできない権利であるという部分もございまして、財産権的権利でありつつ、しかし人格権的権利でもあるという形で、両者の要素が含まれているのではないかということが言われております。これに関しては若干異説もございしますが、そのように言われることが多いように存じます。

ごく簡単に言葉で説明するだけではもしかするとわかりにくいかと思ひまして、絵で説明をさせていただこうと思ひまして、このようなものを持ってまいりました。

上が2つの権利が別々に存在する併存タイプの考え方でございます。最初、Aという人に丸が帰属しているわけですが、その丸が2つに分かれまして、Aのもとに残るのは人格権的部分、それから財産権的部分は、提供によってBのもとに移るということとございまして。人格権的部分と財産権的部分を2つに完全に分離することができてしまうというのがこの考え方の特徴でございまして。

それから、2番目が、一つの融合的権利として考える考え方のイメージでありまして、Aという人に属していた丸が、その後もAという人に全体は属しているのですが、Bという人がそのうちの一部分を借りているような形になって使うという、そういう位置づけになります。このBという人が借りて使える部分というのが財産権的部分に当たる部分でございまして、法的な言い方をしますと利用権が設定されているということになります。

実は、日本の著作権法は2つの権利が完全に分離してしまうという前者の考え方なんです、ドイツの著作権の考え方は後者の考え方をとっております。そのような形で、少なくとも、日本のパブリシティ権以外にも後者の例はあるということになります。

この問題が、どのようなところで影響してくるのかということなんです、実際に、研究者のもとにあったヒト組織が不法に持ち出された場合に研究者から返還請求をなし得るか——先ほどヒト胚に関して、このような問題がございましてということでご説明申し上げたものにかかなり近いものですが——こういう問題に影響してまいります。通常ある人が使っている物、ないしは占有している物を不法に持ち出した場合には、物権的請求権という請求権によって返還請求ができるというのが民法の考え方とございまして。ところが、多くの場合は所有権に基づいて請求をすることになりますので、所有権が成立していると言えない場合には、この物権的請求権が成立しないということになってしまいます。

今の民法の制度でもそういうことは実際起こっております。例えば、賃貸住宅を借りている人、借り手がいるというところで、不法占拠者が占拠してしま

ったというケースにおきまして、賃借人自身は、不法占拠者に対して返還請求をすることができないというのが最高裁の確立した判例でございます。直接にはできないということでありまして、実は迂回ルートが幾つか用意されているのですが、いずれにいたしましても、所有権のない人が、不法であっても占有を取得した人間に対して返還請求をすることは原則としてはできないというのが民法の建前でございます。ですので、所有権があるかどうかということが問題になるわけでございます。

次が、ヒト組織を譲渡できるかという問題、これも研究利用などの側面で問題が生じるわけですが、民法の考え方から言いますと、譲渡できる物に関しては差押えもできるということになっております。そうでないと困るのです。差押えのできない財産を私人が勝手に作り出して譲渡するということは認めるべきではないというように考えられておりまして、譲渡できるものは差押えもできるということになります。最近では、研究を行うのは国立の機関に限られませんので、民間企業も研究を行う場合がございます。そういうところが保管しているヒト試料等々があった場合に、その民間企業が倒産しますと、債権者がこのヒト組織は財産的価値があるということで差押えをしていくという可能性がございます。したがって、ヒト組織の譲渡可能性を認めますと、研究機関の債権者が差押えを行うのを否定することはできないということになります。

3番目は、研究者が不当な使用を行った場合に提供者が利用差止めや損害賠償請求ができるかという問題ですが、これは、従来から議論されてきた話であろうと存じます。

4番目、ヒト組織が第三者に譲渡された場合に、提供者が付した利用目的制限などが第三者にも効力を及ぼすかどうかということが実は問題になります。

さて、先ほどの複合権利説の根拠なんですけど、複合権利説は実はヒト組織につきまして、ドイツにおいて採用されております。ドイツでは、ヒト組織というものは、人格権的な保護が必要であると同時に、一種の物としての保護も必要になるという考えから、両者の法律関係を同時に成立させることが望ましいと考えられているわけです。特に複数の研究機関でヒト試料の譲渡が活発になされる状況になりますと、通常の物品の取引と同じく研究機関同士の取引について安定的な法律関係を構築する必要があるという一種の取引保護の要請が強まることになります。そのようなことの反映で物に関する民事法規範、民法のさまざまなルールを適用すべき場面が増加しているという背景が指摘されております。

そのような例の一つとして、バイオバンクによる研究利用を図示させていただきました。提供者が医療機関、通常は患者であることが多いであろうと存じますが、医療機関にかかっている提供者が、みずからの血液や手術後の組織な

どを医療機関に提供するということが行われます。まれには、直接研究者が提供を受けるという場合もございますが、多くの場合医療機関を通じてバンクのほうに提供されます。このバンクというのは、さまざまな医療機関、ないし研究機関から組織・試料等を集めて保管するところがございます。病歴情報などを付して保管をいたします。そうしますと、研究機関のほうでリストを見て、この組織が自分の研究に有用であるというふうに研究者が判断をいたしますと、そのバンクに分配の要求をします。このような研究に使いたいのでその試料を一部分けてほしいということを請求すると、バンクのほうから組織や試料の一部が分配されて、研究のために利用されるということになるわけでございます。

このバンクを通じた研究利用というのは、昨今さまざまな形で行われるようになってきておりますが、この法律関係がなかなか明確でないということで、我が国の中でスムーズに進んでいないという部分もございます。私のほうで、これまでもこういったバンクの法律関係につきまして、さまざま研究を進めてきたところでございますが、残念ながら現状はそのようなことになっております。

このバンクの研究利用におきましては、医療機関からバンクに提供する段階、それからバンクから研究機関に分配する段階、それぞれにおきましてMTA—material transfer agreementという英語の略称でございますが—という文書が取り交わされることが多いということでございます。そのMTAというものは、民法の言葉で言えば契約です。契約というのは通常はその当事者間にしか効力がございません。したがって、例えば医療機関からバンクに提供するときに、この試料はこの研究にだけ使ってほしい、例えばアレルギー性疾患の研究にだけ使ってほしいというような限定がついたといたしましても、バンクから研究機関に分配する段階のMTAにその文言が入っていないと、分配を受けた研究機関は、当初の提供段階でつけられた研究目的の制限を受けません。それが民法上の原則だということになります。ですので、分配段階のMTAに文言がなくても目的の制限を受けるのだというふうに考えたいのであれば、そのための法律関係を契約とは別に構築する必要が出てくることになります。

まとめでございますが、ヒト組織の法律関係につきましては、所有権説、人格権説、複合権利説の3つがございます。

複合権利説の立場に立つ場合には、所有権と人格権のそれぞれがヒト組織に及んでいると、どのように及んでいると考えるかで結論を大きく異なってくるということになります。

実は、私自身はこの複合権利説の立場をとっております。とりわけ2番目のもの、単一の融合的権利が成立するというほうが好ましい法律構成ではないかというように考えております。そのほうが場面ごとに柔軟に判断することが

できるということが理由でございますが、いずれにいたしましても、そのような議論がなされているということのご紹介でございました。

以上を踏まえまして、ヒト胚の問題について考えてみたいと存じます。

ヒト胚につきましても、理論上は今のヒト組織の問題と同じく所有権、ないし人格権に関する議論を展開することが可能でございます。実は、平成16年の最終報告書にあった文言で、「人に由来する細胞として」通常の物とは異なった扱いがなされているという記述がございました。「人に由来する細胞として」ということになりますと、実はヒト組織と同じ扱いだというように読めるわけでございます。もしも、ヒト組織とヒト胚を同じカテゴリーのものと考えてよいとすると、今までお話ししたヒト組織の議論がそのままヒト胚についても当てはまることになるように思われます。ところが、実際には、ヒト胚についてこの種の議論はほとんどございません。それはなぜなのだろうかということなのですが、背景として、やはりヒト組織とヒト胚は違うということがあるのではないか。その特殊性がどこにあるのかというのを考える必要がありそうな印象を持ちます。

具体的に考えてみたいと思いますが、まずヒト胚は、やはりそのまま個体を形成し得るものであるというのが一番の大きな違いであろうかと存じます。そのまま個体になるものですので、それ自体がもう生命であるというふうに言ってもよいかもしれない、報告書の表現を借りますと、生命の萌芽であるということになろうかと存じます。いずれにいたしましても、ヒト組織よりも生命に近い存在であるということで、より尊重を要する存在であるということはあるかと存じます。

それから、ヒト胚は、その由来となる者が単一の個人ではない、配偶子提供者2名に由来するということがございます。ヒト組織の場合には、提供者個人が人格権というものを有しており、それは譲渡できないということで、その提供者個人が強い権利を有するという形で考えられておりました。ところが、ヒト胚については、もともと二人の人から出てきているということがございます。ちなみに、ここで考えているヒト胚は受精胚のことを主としてイメージしております。特定胚はさまざまな加工が加えられておりますし、状況によって、大きく権利関係が違ってくる可能性がございますので、本日は最もシンプルな受精胚を念頭に置いてお話をいたしております。

そうしますと、ヒト胚は配偶子提供者2名に由来しているということになります。ところが、そうしますと、特定の人にヒト胚に対する専属的な権利があるというふうにはなかなか言いにくい部分がございます。むしろ、受精ということによって大きくその存在の意味が変わってきているという部分がございますので、いずれの提供者との関係も断絶するというほうがむしろ考えやすいの

かもしれないという気がいたします。

また、ヒト胚は、そのままの形で複数の研究機関に譲渡されて使用されるということは、通常は余り想定されていないような気がいたします。そういったこともありまして、取引保護の要請がヒト組織ほどは強くないということは一応言えるかと存じます。ただ、ヒト胚に関しましては、ES細胞のような形で研究利用ができる形に加工される場合がございます。と申しますか、通常研究利用する場合はそのような形に加工することが想定されているように思われます。そのような形になっても取引保護の要請が強くないと言えるかどうかは、問題が残るという気がいたします。

したがいまして、問題の整理といたしましては、2点あろうかと存じます。

第一に、生命の萌芽としての保護をどのように図るか、第二に、物としての保護を果たして図るべきか、また図るとしてどの程度図るべきかという2つの問題です。

まず1番目の、生命の萌芽としての保護をどのように図るかということです。ヒト組織の場合には人格権による保護というものがなされていたわけですが、これは特定の人への全面的な支配権に服させるということによる保護です。言い換えれば、提供した人がそのヒト組織について全面的なコントロール権を有するという考え方に基づいております。そのような考え方が果たして生命や「人の尊厳」というものと適合するのだろうかということが、問題になるような気がしております。本当に胚を、「生命の萌芽」であったり、人の尊厳を有する存在だと考えるのだとしますと、他者に全面的に服する関係であると認めるのは、むしろ保護に反するのではないかとこの気もするわけがございます。人の尊厳というものを法律関係にどのように反映させるかということが問題であるように思われます。

それから、2番目、物としての保護をどのように図るのかということですが、まずそもそも物としての保護をすべきなのかどうなのかということが、やはり一般的には問題になるのではないかと存じます。ただ、この点につきましては、現実にヒト胚というものが存在しているということがございますので、占有され、あるいは盗み取られる場合もありますし、譲渡されるということもございます。そのような事実は厳然として存在するということになりま。それらが生じた場合のルールを考えるということは、やはり必要ではないかという気がいたしまして、これを完全に無視するというわけにはなかなかいかないのではないかとこの気がしております。

生命の萌芽としての保護について、それではどのように考えていったらよいかということですが、先ほどもお話しいたしましたとおり、他者の権利の客体というふうに位置づけるのは、生命の萌芽としての保護にそぐわない可能性が

あるという気がいたします。このような形で他者の権利に全面的に服するということにいたしますと、どの程度保護をするかということがその権利者の権利行使に全面的にゆだねられるということも起こってまいります。ヒト組織に関しては、まさにそうでありまして、もう私の組織はどのように使ってもらっても構いません、全然私は興味ありませんという人であれば、一切何のコントロール権も行使しないということになりますが、それでも構わないという考え方がとられる場合が多いのです。それが果たして適切かどうかという問題はもちろんございます。

実は、ヒト組織に関しましては、個人情報と平行に考えられる傾向がございまして、個人情報では本人がいいと言えれば誰がどのように使ってもいいのだから、同じように考えていいのだという見解がございまして。そのような立場からしますと、本人がいいと言えれば、どのような使い方をしてよいということになりまして、結局、関心のある人の組織は丁寧に扱われるけれども、関心のない人の組織は丁寧に扱われないということになるろうかと思えます。そのような保護のあり方というのは、やはり人の尊厳に適合しないのではないかとということが危惧されるのであります。仮にそうだといたしますと、それは私人間の権利義務関係の中で保護をするということ自体の限界を示しているように思われます。民法の枠組みでは保護できないのが、人の尊厳であるということではないかという気がいたします。したがって、生命の萌芽としての保護は、生命の萌芽にふさわしい取り扱いがなされるように規制法の形で社会全体が監視を行う必要があるのではないかと、民法よりはそちらのほうがより目的適合的ではないかという気がいたします。

それから、物としての保護について若干コメントをさせていただきたいと存じますが、こちらに関しましては、先ほど申しましたとおり胚もES細胞に加工されて譲渡利用される可能性があるということをお考えますと、胚の段階からある程度の物としての保護が必要になってくるという可能性が高いというふうに思われます。ただし、通常の所有権の客体とすることは、生命の萌芽としての保護に反するという恐れが出てまいります。したがって、いわゆる従来の民法の解釈で法律関係を考えるということではなく、胚に特有の所有権法的規範、一種の物としての保護を加味したルールを新たにつくり出すことが望ましいのではないかと気がしております。

こういうことを考えますと、建前として民法は常に私人間の関係をすべてを決めているのだということがあるというふうに先ほど申しましたが、なかなか現実にはそうもいかないということがありそうであります。

まとめでございまして、ヒト組織に関する従来の法的分析は、ヒト胚の法的地位に関してもある程度適用することができます。しかし、ヒト胚では、幾つ

かの点におきましてヒト組織とは異なる点がございます。それに応じた法律関係を検討する必要があるということでございます。

特に生命の萌芽としての保護というものは民法のルールによっては実現しにくいということでヒト胚をめぐる法律関係について、さまざまな場面を想定しつつ、網羅的なルールを新たに設定する必要があるのではないかとというのが私からのご提案でございます。

大変雑駁なものでございますが、私からは以上でございます。どうぞさまざまなご議論をいただければと存じます。

(相澤会長) ありがとうございます。

大変明解に問題点をご指摘いただき、これから進めるところの判断の難しさも同時に明らかにしていただいたと思います。

それでは、これから意見交換をさせていただきます。

はいどうぞ、田辺委員。

(田辺専門委員) ドイツではそういう複合権利説ということだということですが、それに伴って、今、先生がおっしゃられたようなそういう軌範とか、あるいは規制法という格好で成立しているのでしょうか。ドイツの場合、既にできているのでしょうか。

(米村准教授) ドイツにおきましては、ヒト組織の研究利用全般をカバーする法律というものはございませんが、研究のタイプによってさまざまな形で個別立法がなされているという状況でございます。ヒト胚に関しましては、胚保護法という法律がございます。これはかなり古い法律なんですけど、中絶規制などを念頭に置いてつくられたものでございます。ドイツはキリスト教の強い国で、北部はプロテスタントが中心ですが、南部はカトリックが中心でありまして、カトリックは従来ヒト胚の利用というものに対して大変ネガティブでございました。そういった影響がございまして、ヒト胚の——中絶も含めてなんですけど、利用や棄滅に対して非常に強い規制をかけようという考え方がございまして、そういった法律が以前からございました。しかし、研究利用が活発化してまいりますと、それだけでも言ってられないということで、さまざまな規制をかけた上で、一部で研究利用を認めようというような動きが出てまいりまして、幹細胞法という法律が2002年に制定されました。現在はこの法律が、ES細胞について規定しております。

それから、遺伝子研究などについては、遺伝子技術法という法律もできております。さまざまな形で個別の立法がなされているという状況でございます。

(田辺専門委員) ありがとうございます。

(相澤会長) はいどうぞ、町野委員。

(町野専門委員) どうもありがとうございます。

ヒト組織の法律関係に関するまとめの部分ですが、米村さんのご趣旨は、結局民法で決まる、逆に言うと、いろいろな倫理指針が沢山ありますが、これらは民法の原則に反するものであったら無効であるということですね。

(米村准教授) そのとおりです。

(町野専門委員) よくわかりました。それから、もう1点。ヒト胚を単なる「物」と見るわけにはいかないだろう。例えば六法全書とかと同じものを見るわけにはいかないだろう。それではどうするかということです。アメリカでは受精胚引き渡しの問題は子どもの引き渡しの問題と同じだという議論もありましたが、米村さんはそれについてはいかがお考えでしょうか。

(米村准教授) その点は、実は言及させていただこうかと思ったのですが、時間の関係で省略した部分でございました。一つの考え方であろうと存じます。

子供に関しましては、日本でも引き渡しのときにどのような手続にするのかというのが問題としてかねてから指摘されておりました。現在は、人身保護法という法律の枠組みで人身保護請求をすることによって、子供の保護を図るという形で引き渡しを実現する枠組みができております。ですから、この場合についても、同じような考え方での立法というものは十分あり得るのではないかという気がしております。ただ、やはり子供とも違う部分はございますので、単純に子供の生命身体の保護だけを根拠にして立法していいかどうかというのは若干問題があるかと思えます。この問題に適した形で独自のルールをつくり上げていく必要があるかという気はしております。

(相澤会長) はいどうぞ、位田委員。

(位田専門委員) 大変きれいにまとめていただいて、私も整理ができたんですが、先ほどの町野委員のご質問とも関連するんですけども、民法が基本になるという立場をとられること自体が、その出発点からヒトの胚というのはヒトではなくてモノだということにならないでしょうか。

というのは、民法では基本的に、すべての存在はヒトかもしくはモノ、どちらかで取り扱っていると思うんです。ところが、先生最後におっしゃったように、ヒトの胚は、どうもそれだけではうまくいかないということですので、最初からヒトの胚については民法が適用されるんだということから出発するのは、ヒトの胚は恐らくヒトではないということでしょうから、そうすると自動的にモノになってしまう可能性がある。そういうところから始まってしまいうんじゃないのかなというのが、今、お話しをお聞きして疑問でして。

というのは、これはヒトの胚の問題ではありませんけれども、遺伝子について、遺伝子というかDNAについてですが、北川善太郎先生が、実はヒトとモノとの間に何か名前をつけにくいけれども第三の存在のようなものを考えないと今後の生命科学の発展に対応した法体系はつくりにくいのではないかという

ことを提言されている論文がございます。そのあたりが先生の立場と北川先生の立場が、お二人とも民法学者ですけれども、どうなのかなというのをちょっとお教えいただければと思います。

(米村准教授) そのご質問にお答えするには、そもそも民法とは何ぞやという話をしなければならない部分があるかと思います。まず民法、いわゆる条文に書かれている民法という、専門的には民法典というふうに呼んでおりますが、六法全書に載っている民法という法律、この中に、ヒト胚についての規定があるかと言われると、ないわけがございます。それから、ご指摘のとおり、民法では人、物というカテゴリー分けがされております。これは実はローマ法以来の伝統でございます、ローマ法の体系が人、物、訴権という三分体系になっていたということがございまして、その伝統を引き継いで現行の民法も人、物というのが最初に出てきているということがございます。ですが、民法の条文に書かれていないということと、それがいわゆる民法規範、民法のルールに含まれていないということは同じではないのです。民法はあらゆる私人間関係を規定しているという前提があるというふうに申し上げたのはそのことございまして、民法典には書かれていないルールというのが、実際にはたくさんあるというのが通常の民法学者の考えでございます。そのようなルールというのは、しかも、あるというだけではなくて、実際にどんどん社会が変わっていく中で生成していく、新たにつくられていくものだということがございます。それはどんどん民法の中に取り込まれていくわけで、この場合の「民法」というのは、そういう書かれざるルールを全部含んだ意味での民法でございます。社会が変わっていけば当然ルールも新たにできていたり、修正されたりする場合があります。私が申し上げましたのは、それを全部含んだ上で民法というものは存在しているという、そういう広い意味のものでございます。そういう意味で言いますと、人、物という2つしかカテゴリーがないというふうに考えられていた時代と、現在の状況は違うわけですので、それについて新たなルールを考えましょうという北川先生のご指摘は、私も全くそのとおりであると思います。それが仮にできたとしますと、それは民法の中に取り込まれるということになるんだろうと思います。民法に取り込まれるとしますと、それは恣意的に何でも自由につくれるというものではないわけですし、従来の民法でのほかの問題の解決であるとか、さまざまな考え方との整合性を考慮して、最も適切な形で組み込まれる必要が出てまいります。したがって、その部分を含めてきちんとした議論をしなければいけないという、そういう問題意識を私は持っております。では、現実のガイドラインがそのような考慮に立ってつくられているのかというと、そうでないというところで、先ほどの町野先生からのご質問に対する答えになるわけです。ガイドラインの規定の中に、民法の結論と矛盾するものが

存在するのであれば、これは無効と言わざるを得ないという、そういうお答えになろうかと思えます。

（相澤会長）はいどうぞ。

（樋口専門委員）なかなか難しい問題にしてしまって、しかも民法を規制法にしてしまっているから、つまりここにいるのは法律学者はほとんどいないわけですよ。そういう人に自分は民法学者だから民法がすべてを支配しているんだと言っても、説得力はないわけですよ。それは、あなたは民法が専門だから、そういうふうに考えたいというだけの話でしょうということなので、だから民法学者ということをやらず捨てて、何ていうんですか、こういうときにいろいろな考え方があってという話をむしろ提示してくれたほうが、そういう意味では非常に整理ができていようなお話だったと思うんですが、その最後のところで、町野さんの挑発に乗って、そういう変に片意地な感じのところを出すのはやっぱり、本当に法律家が支配している世の中だったら、みんながはいはいと言うと思いますけれども、日本の社会はそういうことはないので、ちょっとこれは余計なことなんですけれども。

それで、一般的に、私が知っている範囲では、これもちょっと法律家的な言い方をして、しかも不正確な言い方なので怒られそうな話なんですけれども、資本主義国の法に米村さんが勉強してきたようなドイツとか、フランスとか、ヨーロッパ大陸を中心にした法体系で、それにはちゃんと法典というものがあつたりというような国と、もっといい加減な——イギリスから始まっているんですが、英米法という法体系があつて、このヒト組織をめぐる法律関係は、おもしろい対照をなしてきたんです。どうしても、民法の中では人格権とか何とかというのは物すごく新しい概念なので、伝統的にはやっぱりモノ、ヒトともちろん分けて、それでヒトでない、しかし人の一部である、だからそれは分離したときか死んでしまったときにはどうするんだという、これはもうモノに近いじゃないかという話で、やっぱりヨーロッパ大陸法では、所有権説というのが何らかの形で、実際に毛髪は売ってきたんだし、血液だってね、売買もあつたんだしという、そういうことも考えると、所有権説というのがあつたんですが、英米はしかし実際に売買はあつたよね、多分ね。売買はあつたらうに、そんなことを気にしないで、ただ所有権という概念がなかなか英語はプロパティーなんです。所有権と言っちゃうと、何だか非常に抽象的な中立的な気がしますけれども、例えば私の腎臓はプロパティーですかと言われて、英語で言われると、それは普通のアメリカ人もイギリス人もプロパティーではないよという話しになるわけです。やっぱり臓器なんだからっていう話しになるので、人格権的な、たとえ分離しても、そういうような形でやってきたのが、あるときオーストラリア人が書いた論文を読んだことがあつて、もう何年も前なんで

すけれども、むしろ、きょう話をしていたような、所有権的なアプローチをとったほうが、かえって研究なんかにとってはいいんじゃないだろうか。人格権と言ってしまいますと、いつまでも人格が残っているんですね。だからどこへ点々と行こうが、やっぱり一番もとになった人の影響というか、だからインフォームド・コンセントを、もうずっと後の研究の後の段階でもうやめましたと言われると、もう発表もできなくなるというふうに考えている人がいますよね。ああいうような感じがあるので、非常にやっぱり研究の利用のときに障害をする可能性があるので、それが所有権と言っちゃいますと、もう所有権で移ってしまっていますから、完全に研究機関のほうで。研究機関のほうで自由にできるから、そういうプロパティ的な感じを出したほうがいいんじゃないかというような議論もあって、きょうのドイツの複合権利説なんかも、そういう折衷的な争いのところの苦勞のあらわれなんでしょうね。それでかつ臓器としかも今度のヒト胚という話は、やっぱりじゃ同じにできるのかというと、やっぱりそうも言えないという話しがあって、一層難しいという……ちょっとすみません、私自身が何を言っているのかわからなくなって、しかも何の意味もないようなことを申し上げてしまいましたけれども、きょうの話は非常に私自身もいい話だったと思ったのに、最後のところで何かちょっとという感じがしたんで、ちょっと余計なことを申し上げました。

（米村准教授）一言付け加えさせていただきますと、樋口先生のご専門の英米法におきましては、ありとあらゆる法はもう全部裁判所が決めることができるという前提がとられておりますので、ことによると、民法が支配しているというよりもさらに強く法律家が世の中全部を支配していると考えているのかもしれないという気がいたします。私は民法だけが世の中を支配していると申したつもりはございませんが、一応私人間関係は原則として全部民法が定めているのだということを申しました。そういう考え方は、民法学者におきましては普通の考え方でございます。

（相澤会長）はいどうぞ。

（町野専門委員）私は別に挑発したわけではありません。私は米村さんの意見にほぼ全面的に賛成なんです。そういう立場で聞いただけです。私はこの問題についての行政倫理指針の問題にタッチすることがありますが、法律家としての疑問は、皆様ガイドラインをつくれれば決まるんだという発想があるようで、私はこれはかなりおかしいと思っていました。例えば、臓器移植に関する議論で、脳死のときの死の時点はいつか、1回目の脳死判定のときか、2回目のときかということ、臓器移植委員会という行政的な委員会で決めていました。それは法律的には非常識なことです。これは民法が決めるべきことです。民法が書いてない以上勝手に決めていいという問題ではない。私が次に米村さん

にお伺いしたかったのは、それではどの指針が法律違反ですかということだったのですが、これは後にしておきましょう。どうも失礼しました。

(相澤会長) 今のご質問には。

(米村准教授) 個別の規定を本来はお示しする必要があるかと存じますが、臨床研究倫理指針及び疫学研究倫理指針の中に幾つかこのヒト試料についての規定がございまして、その中で、やはり民法のみかどうかわかりませんが、通常の法律関係との矛盾、抵触が避けられないのではないかと思われる規定がございまして。

一つは、既存試料の利用の問題でございまして。

既存試料というのは、要するに今現実に医療機関なり研究機関で保存されている試料のことで、これをどういう要件で利用してよいのかということが問題になります。これについては、どういう経緯でその試料がその医療機関ないし研究機関に来ているのかということによって、本来は法律関係が違ってくるはずでして、一番大きな違いは、生きている人からとったものなのか、死体からとったものなのかということなのです。その部分が実はかなり難しい問題を起こしております。生きている人からとった物についてはそれほど実は難しい部分でございまして。提供者の意思というのが、病院にかかっている人であれば包括的にはもうそれは処分を医療機関側にゆだねたというふうな意思があったのだというふうに、若干無理は伴いますが、言って言えなくはないという部分がありまして、既存試料のような形で使うことが正当化できる部分もないわけではございませぬ。ところが、死体に関しましては、実は死体解剖保存法という法律がございまして、こちらにおいて、だれがどういう範囲で使ってよいということを決めております。したがって、この死体解剖保存法に反するような形で既存試料の理由をすることは本来できないはずでございまして。ところが、ガイドラインにおきましては、その点が制定段階でも余り議論されておきませんで、生体からとったものであれ、死体からとったものであれ、同じように扱って、同じルールのもとで使ってよいかどうかを決めるということになっております。これはやはり状況によっては法律に違反する可能性が出てこようかと考えております。

(相澤会長) そのほかいかがでしょうか。

はいどうぞ。

(青木議員) 大変よい勉強になりました。どうもありがとうございました。

専門外なので、せつくなので伺いたいんですけども、一つは、今死体が特別な扱いのような話あったんですけども、その法的な死体こそ何か本当にモノになってしまったんじゃないかなと思うんですけども、その特別な扱いをする理由と、あとこの人格権というのは、私いつも新聞やなんか出ていてよく理解

できないんですが、一つ確認したいことは、人格権というのは契約を書いて放棄できない権利なんですかということと、もう一つは、歴史的に新しいというお話しでしたけれども、どういう需要があってこういう権利をつくり出さなきゃいけなかったのかなというのをちょっと説明していただけたらなと。

(米村准教授) ありがとうございます。

まず第1点目の、死体についての取り扱いの理由についてですが、死体解剖保存法はかなり古い法律で、戦後間もなくにつくられた法律でありまして、そのときの経緯というのは、実はよくはわかっておりません。が、恐らくは、まさに解剖の法律ということになりますので、医学教育のための解剖や病理解剖（死因解明目的の解剖）の条件、それに解剖できる人間をはっきりさせたいということで、そういう観点からつくられた法律であったことは確かであろうと思われます。

その中で、解剖で摘出された臓器等を何かしらの目的で保存することができるという規定があったり、あるいは解剖と関係なしに、死体の一部を保存することができるという規定があります。なぜ死体解剖保存法の解剖のルールの中にこのような規定が紛れ込んでいるのかというのがまさに問題なのですが、それが余り問題であるという認識がないままに50年ほど来てしまって、現在に至ってさまざまな問題を起こすようになってきたというのが現状でございます。したがって、本来は、死体解剖保存法のルールから見直さないと、死体由来の組織の研究利用についてはきちんとしたルールができないのではないかという印象を持っております。

2点目の、人格権についてのお尋ねでございますが、人格権については、ご指摘のとおり、放棄はできないという考え方がかなり多いところでございます。ただ、ごくごく例外的には放棄してもよいような人格権があるというふうな議論がされることもあります。それはあくまで個別的な問題でありまして、一般論としては、放棄はできないし、譲渡もできないというように考えられております。

これが出てきた背景というのもなかなか難しいご質問なのですが、一般的に人格権というような言葉で幾つかの権利・利益をまとめるというようなことをしている国は多くはございません。日本とドイツぐらいしか私は承知しておりません。フランスも、英米も違います。ドイツでこの人格権という議論が出てきたのは、19世紀のことなんですけれども、名誉とか、当時プライバシーという言い方はしておりませんでしたけれども、氏名、肖像、そのほかの権利を、人格に密接に関連するものだということで、より強く保護しようという発想があったのではないかということは考えられます。

もう一つ、若干専門的になりますが、この人格権という概念が出てきたドイ

ツでの経緯を申しますと、ドイツには、権利侵害に対する損害賠償の規定というものがあつてありますが、そこでは、絶対権と言われる権利だけが保護の対象になるという限定がかかっております。日本ではそういうものはございませんが、ドイツには、そういう限定がございました。要するに、絶対権に当たる権利が侵害されれば損害賠償請求ができるけれども、そうでなければできないという仕組みになっていまして、この絶対権には、具体的には生命・身体・健康に加え、所有権も含まれるとされております。しかし、それ以外の通常の財産的利益は含まれないと考えられており、名誉、氏名、肖像というような、今人格権といわれているようなものが果たして絶対権に当たるのかどうかということが問題になりました。そこで、これらの権利を「人格権」という言葉でひとくくりにして、それは全部絶対権に当たるのだと言わないと損害賠償請求できることにならなかったということで、ドイツでは人格権という概念が発達してきたという経緯がございました。その議論の前提が当てはまらない日本であるにもかかわらず、日本はかねてより、ドイツの法学に大変強い影響を受けておりましたもので、人格権概念を導入したということがございました。ですから、本来的には、全部ひとまとめにして人格権と呼ぶ必要はなかったのかもしれませんが、説明として便利なもので、現在でも財産権と人格権というように対峙して使っているというところがございます。

（青木議員）どうもありがとうございました。

（相澤会長）まとめの一番最後に指摘されている網羅的なルールというところですが、先ほど来の議論から判断して、行政サイドがガイドラインで統括していくということについてのいろいろな危険性があるとのことでした。これらを考慮したときに、法体系のもとにこういうような位置づけを検討しようという動きはあるのでしょうか。

（米村准教授）私のほうで正確に承知しているかどうかという問題がございますが、ごく一部の法律系の研究者であるとか、行政関係者にはそのようなお考えの方がおいでになるというふうに存じますが、それが基本的な方向性となっているかということになると、なっていないというように私のほうでは認識しておりました。

ですから、むしろ、そういった方向でのご議論を、この生命倫理専門調査会の皆様にお願ひできるのであれば大変好ましいことではないかというふうに思いまして、まとめのスライドに入れさせていただいたということがございます。

（相澤会長）それでは、米村先生のお話しは以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

引き続き次のヒアリングに移らせていただきます。

本専門調査会の専門委員でもおられる町野先生、よろしくお願ひいたします。  
資料は3に整理されております。「日本の生命倫理、日本のヒト胚」という  
ことでお話しを伺います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(町野専門委員) それではよろしくお願ひします。

実は、私は今の話はもうちょっと続けたほうがよかったと思っております。  
バイオバンクなどの問題については、死体解剖保存法との関係は避けて通るわけには  
いかないというところがあります。現在若い世代の間で法律の研究はかなり進んで  
います。ところが、それと行政が無縁のところでは思考をめぐらせているようで、  
かなり問題はあると思っております。

死体解剖保存法ができたのは戦後間もなくですが、教育目的での系統解剖、  
病理解剖については戦前から一定の規則がありました。戦後アメリカが疾病調査目的  
の行政解剖を実施し、それらをまとめ上げたのが死体解剖保存法です。このように  
死体解剖保存法は異質の死体解剖を規定しているのであり、決して死体侵襲につ  
いての一般法ではありません。死体解剖保存法の規定しない法律上の空白がある  
という前提で議論しなければならない。ただ、空白があるから何をやっても勝手  
だ、バイオバンクも自由に出来るというわけではないというのは米村先生の言われ  
るとおりで、やはり日本の法律全体の中で議論しなければいけないという話しにな  
っているわけです。

まず日本の生命倫理の基本的な問題は、胎児の生きる権利が考慮されていない  
のが日本の法律であるということなのです。そのような中で、ヒト胚研究の倫理  
性を議論することが何でできるのかという素朴な議論から出発することが必要であ  
ると思ひます。

御存じのとおり、人工妊娠中絶を許容する現在の母体保護法は次のようなもので  
す。

2条（定義） 2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を  
保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出  
することをいう。

14条（医師の認定による人工妊娠中絶） 都道府県の区域を単位として設立され  
た公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次  
の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶  
を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害  
するおそれのあるもの

二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に  
姦淫されて妊娠したもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することが

できないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

そして、行政通知は次のようにしています（平成2年3月20日厚生省発健医第55号厚生事務次官通知）。

優生保護法第2条第2項の「胎児が、母体外において生命を保続することのできない時期」の基準は、通常妊娠満22週未満であること。この時期の判断は、個々の事例について優生保護法第14条に基づいて指定された医師によって行われるものであること。

要するに、妊娠中期までについては、人工妊娠中絶はかなり自由だという話しです。もちろん、法律の文言では自由ではありませんが、実際上は自由になっている。これには歴史的経緯があります。昭和23年に成立した「優生保護法」は指定医が中絶を行うためには「地区優生保護審査会」の審査を受けなくてはならないとしていました。それが、昭和27年に指定医だけの判断によって中絶することができることになってから、飛躍的に中絶の件数が増えました。最大数は昭和33年の届出件数1,128,231で、出生数と対比すると68.2%です。この時期の届出数には暗数があるということは常識でございましたから、この2倍の数が少なくとも中絶されていると推定されておりました。ということは出生数を上回る数だけ中絶されていたということです。当時は、外国から日本に中絶に来る人もいまして、「中絶大国日本！」とも言われておりました。

カトリックの人たちは中絶に絶対に反対です。マザー・テレサが日本に来た昭和57年に、日本の閣僚と国会議員に対して、「まだ生まれていない幼子を抹殺してしまうあの恐ろしい堕胎法（優生保護法）を廃棄するために協力してください。」と訴えています。

マザー・テレサの来た前年（昭和56年）には、届出中絶件数は582,492ということでもかなり減少しています。対出生数も36.6%でした。そして平成21年度には、届出中絶件数が226,878、対出生数（1,070,035）は21.2%です。昔に比べてかなり少なくなっています。しかし、胎児の生きる権利が存在しないのが日本であるということは認識しておかなければいけません。そういうところでヒト胚の保護を議論するのは偽善ではないかというのはだれでも思うところです。中絶の自由の問題と対峙することなく生命倫理の問題を議論することはできない。知らんぷりはできないということです。

徹底した考え方はカトリック教会の立場です。中絶は許容できない以上、ヒト胚研究も絶対に許容できないというものです。これは宗教的には非常にすっきりとした考え方です。しかし、この立場をカトリックでない人に強制することはできない。まして、国の法律、国の倫理基準として日本で採用することはできない。日本における「ヒト胚保護」を考えるときには、日本の多くの人が

是認している人工妊娠中絶政策と両立しうる議論が考えられなければならない。

人間の尊厳という言葉はマジックワードで、ブランクセットアイデアでもあります。その具体的な意味を明らかにすることなく、これを「決めぜりふ」として使用することは許されません。新しい世代の法律研究者の中では、先ほどの死体解剖保存法を含めていろいろな見直しが進んでいますが、そのうちのお一人は、「人間の尊厳」に代えて「法益」にせよといます。法益というのは刑法上の概念なんですけれども、どのような法律上保護された利益の侵害があるかを問題にしなければならない、訳の分からない「人間の尊厳の侵害」ということでくくるべきではないということです。

このような観点からすると、人の生命の保護については2つのことに分けられるだろうと思われまます。

1つは、これはヒト胚の生きる権利の保護です。中絶の許容性の問題はこれです。他方、中絶は許容されているんだからヒト胚はどのように使ってもいいのか、どのような研究に使ってもいいのかというと、そうではなかろう。人の生命の尊厳、生命に対する畏敬の念を侵害することは許されないのです。したがって、ヒト胚研究については、中絶は許される場合でも、人間の尊厳に反する研究は許されないということなのです。

これは、別に私の思いついたということではなくて、ロナルド・ドゥオーキンという人の2つの価値の分け方、derivative valueとdetached valueを参考にしたものです。

さて、ここからは日本の生命倫理政策の問題です。わが国でクローン法、ES指針などが作られ始めたときには、諸外国の動向当時の日本にも十分に知られておりました。1990年に、既に先ほどのドイツの胚保護法もできておりましたし、イギリスのHFEAもできておりました。さらにアメリカの大統領委員会の報告書も幾つか出ておりましたし、イギリス、ドイツでも政府機関の報告書等が出ておりました。日本の議論の資料としては十分にあったわけです。しかし、中絶の是非について深刻な議論抜きで、その事実上の解禁が実現していた日本で、ヒト胚研究についてどのような政策決定が行われるべきかについては、極めて不明確であったということです。

そのような中で日本の生命倫理法はスタートしたわけですが、まず最初に、クローン技術規制法ができ、それに基づいて特定胚指針ができました。

前々回にも申し上げたと思いますが、クローン技術規制法は、基本的にはヒト胚保護法ではありません。それはこの法律1条の「目的」のところをごらんいただければおわかりいただけることです。そこには「ヒト胚の保護」というような言葉はどこにもありません。国会に対案として提出されていた民主党案はより広範な規制を主張しておりました。民主党案の「目的」は「人の生命の

萌芽であるヒト胚」という言葉を使ってその保護を主張しておりました。これと対比すれば、クローン法がヒト胚保護法でないことは自明であると思われる。今のようなことは、私はかなり昔に学生向けの雑誌に書いておりますから、ご参照いただければ幸いです。

しかしながら、クローン技術規制法には妥協がありまして、これが問題をさらにわかりにくくさせていて、クローン技術規制法をヒト胚保護法であるという誤解が生ずるのもある範囲ではやむを得ないところはあるだろうと思います。

その一つは附則の2条です。これは、民主答案に配慮して、「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱い」という表現をそのまま使っています。これは一体どういうつもりかという話しになるわけです。

さらに、もう一つ問題があります。クローン法の基本的な目的は、クローン・キメラ・ハイブリッドという近代生命工学の「3つの悪夢」が現実のものなることをとめることです。「特定胚」の規制もそのためです。クローン・キメラ・ハイブリッドの産生を防止するために、それになりうるような「特定胚」を研究者が作成するときには、政府が監視することができるように届け出させる、それでクローン法は届出主義になっているわけです。しかしそうであるならば、特定胚を作るということを届け出ることによって十分であって、それをどのように研究するかなどについては、いちいち事前に届け出ることはいらないはずですが。しかしながら、クローン法・特定胚指針は特定胚の使用計画も届け出させています。このようにして、クローン法は最初から夾雑物が入ったままスタートしているわけです。

「特定胚」にもいろいろ問題があります。まず一つ問題になりますのは、特定胚指針は法律に違反しているのではないかという問題です。クローン技術規制法は、届け出ることを前提に特定胚全部の作成を認めております。ところが、この特定胚指針はこれを限定してしまいました。最初は「動物性集合胚」しか認めず、後に総合科学技術会議（CSTP）報告書「ヒト胚の取扱いについて」に従って「人クローン胚」の作成を認めました。しかし、法律が許容しているものを、その下部の行政庁の命令である指針でこれを覆すということができるわけがないというのは、法律の常識です。実質的に考えても民意を代表する国会議員が議論した上で決めたことを、文科省が覆すというのは不当なことです。ただ、人身保護法と人身保護規則（最高裁判所規則）との関係について、後者による前者の限定を認めるかのような最高裁判決もありますので、事はそれほど単純ではないでしょう。しかし、これほど行政庁の命令が限定してしまった例はほかにはないと思われます。

「動物性集合胚」は作成が許容されている胚で、許容されていない「ヒト性集合胚」との限界付けが果たして可能なのかも問題です。つまり両方とも人と

動物のキメラ胚であるということは共通なんですが、動物的要素が大きいのか、ヒト的要素が大きいのか、その量的な差だけで切り分けているようです。恣意的でない線引きが可能なのかという基本的な疑問があります。

「人クローン胚」の作成を認めることにしたのがCSTPの報告書で、これは未受精卵からつくるという前提でした。しかし特定胚指針は3前核胚から作ることも認めることにしました。しかしながらクローン法の「人クローン胚」の定義は「ヒト除核卵と融合することにより生ずる胚」（法2条1項10号）です。3前核胚からつくられるクローン胚がこの定義の中にきちんと入ってくるのか、私は疑問に思っています。もしそうでないということになりますと、着床が10年までの懲役という厳罰で禁止されているのは、人クローン胚の着床ですから、これに入らないということになりますと、これは着床させても構わないという話しになります。

さらに「ヒト胚分割胚」も問題です。これは受精卵クローンといって、割球をばらばらにしてクローンを同時につくるという技術です。クローン法はこれに届出主義の規制を加え、特定胚指針は作成を禁止していますが、着床前診断のときに割球を1つ取ってやるというのも、これもヒト胚分割胚であることは間違いのないのです。そうすると、現在、産科婦人科学会会告で認めている範囲の着床前診断の方法もクローン法に触れるということになるのではないだろうかということです。

日本の生命倫理政策のもう一つの柱はES指針です。

ES細胞研究はヒト胚の滅失を伴いますから、まさにヒト胚保護の観点が出てきます。最初はヒト胚の全面的保護を考えるべきだという考え方がかなり強かったために、当時の科学技術会議生命倫理委員会の下に置かれた「ヒト胚研究小委員会」の報告書は「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」（2000年）というものになっています。

先ほど申しましたとおり、中絶の自由の問題があるわけですから、ヒト胚の生命の保護の観点、つまりヒト胚の生きる権利の観点から規制をするということは原理的に不可能です。人の生命の尊厳の観点からの規制、ES細胞研究は人の生命の尊厳を害しない方法で行うべきであるという規制しかあり得ないわけです。そうだとすると、この程度の規制を法律でやるということは均衡を失するという議論もあり、そこで行政ガイドラインによって規制するというところに落ち着いたということです。

ES指針は、ヒト胚のソース、出所を規制しております。最初は、余剰胚からの樹立しか認めませんでした。しかしその後、クローン胚を許容するというCSTP報告書を受けて、2009年からクローン胚ももう一つのソースとして認めるということになりました。新しいES指針はこちらを「第二種樹立」と呼んでい

ます。

ES指針は基礎的な研究の目的でのみ使用を許容して、樹立・分配もその目的についてのみ認めるという建て前をとっています。その中でも最初は、生殖細胞の作成を認めませんでした。これを認めることにしたのは2010年のことでした。

ES指針のもう一つの特徴は、厳格な審査体制をとっていることです。

最初は、ES細胞の樹立から分配、さらに使用、それぞれすべてについて機関内倫理審査委員会と文部科学省の二段審査を必要としていました。文部科学省の審査については「審査」というのは不正確で、実は「確認」です。これは、指針に適合しているかどうかを確認するということでございまして、もう一回審査をし直せという趣旨ではなかったのですが、文科省内の委員会では初期の段階では、最初から倫理審査をするんだという誤解もあったようです。

樹立と使用の2つについて同じような規制をかけているということについては、現場の研究者のほうから意味がよくわからないという批判がありました。つまり、ヒト受精胚を棄滅するようなものについては、これはヒトの生命を滅失することだから厳しい審査が必要なのは理解できる。しかし、そこから樹立されてしまったES細胞を、それとまったく同じようなことをする理由はどこにあるのだろうかという疑問です。ES細胞研究がスタートしたときには、最初は厳しくしておこうよということになったということでした。

受精胚はヒトの細胞のうちの一つだけれども、「ヒトの生命の萌芽」である。そして、ES細胞は多能性を持っているから受精胚と同じだ、これは生命の神秘なんだみたいな、そういういわばちょっとおかしな考え方もあったように思われます。

さて、ES細胞の臨床研究が現在の問題です。といいますのは、厚労省のヒト幹指針が2006年に作られ、2010年に改正され、ヒトES細胞、ヒトiPS細胞もそれを使うことを認めました。そうすると、ES細胞を使うということになるんですが、ES指針のもとで樹立されたES細胞を使用することは事実上不可能な状態にあります。それは、余剰胚提供者へのインフォームド・コンセントは、基礎的研究のみ使用することを内容としているからです。そして、個人情報保護のために余剰胚までtraceabilityを切断しています。人に使用する細胞は、その安全のためにtraceabilityを確保しておかなければならない。しかし、文科省のES指針に従って樹立されたES細胞ではそれができていない。

そうすると、臨床使用の目的で改めてES細胞を樹立することが必要となってきますが、そのための指針をつくらなきゃいけないということになる。これを現在の樹立・分配指針の改正でやるのか、あるいは別個の厚生労働省の指針でやるのかということが問題になって、どうやら後者のほうに進みつつあるよう

でなっております。

3番目はヒト受精胚指針です。これは2010年ですか、正確な名称は「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」というものです。長い名前ですが、これ一体どういう指針なのか、題名を見ただけではわからないものです。2004年のCSTP報告書が生殖補助医療研究の目的でヒト胚の作成を認めることとし、その指針づくりを厚生労働省に委託したところから問題が始まりました。厚労省に振られたのは、生殖補助医療研究一般についての指針ではなく、生殖補助医療研究目的でヒト胚作成を認めるからそのための指針を作れというものでした。人間を出産させるためでなく研究の目的で、新たに人の生命であるヒト胚を作成し、使用して棄滅させるということですから、こんなことは許される訳はないというのが初期の生命倫理の基本的な立場でありました。人間を目的のための手段としてしか扱わない行為は許されないという、カントの定言命題に違反するというものです。ドイツの1990年の胚保護法はこの立場を貫いています。

ところがイギリスのHEFAは、同じ年にできていたにもかかわらず、研究目的でヒト胚をつくることを認めていたものです。ところが、日本の多くの科学者たちは、恐らくイギリスのほうになじみがあったんだろうと思うんですが、これが普通だと考えられた形跡があるように思います。

HFEAは、その後どんどん改正され、今回はキメラ胚をadmix胚まで認めるという具合になったことは石原理先生のご報告があったところだと承知しています。私は前回欠席して、残念ながら拝聴できませんでしたが。

クローン法の認める特定胚の作成は、既に存在する受精胚に加工を加える場合だけでなく、新たなヒト胚の作成をも含んでいたわけですから、実は部分的に研究目的でのヒト胚の作成を許容するものであったわけです。

さらに、研究目的でのヒト胚の作成を認めるということは人クローン胚作成を解除する前提になっていたということは、CSTP報告書全体の論理を理解する上でも大切なことだと思います。クローン胚を作る目的はそこからES細胞を作ることにあるわけです。そうすると、これは研究目的でヒト胚を作ることにはほかならないということです。

最初は、クローン胚と受精胚とは生物学的に違う存在なのだから、ヒト胚研究とは全然別のルールでいいという考え方が主張されたことがありました。しかし、クローン胚も、人間になりうる存在なのですから「ヒトの生命の萌芽」です。私は「ヒトの生命の萌芽」という言葉は意味不明のおかしな表現だと思っています。この点はどこでも言っていることですが、また、後に説明します。この点は別にしても、受精胚とクローン胚とはその点において区別はありません。

以上の点についてはお配りいただいた資料3-3で若干の議論をしております。これは、生命倫理専門調査会がCSTP報告書の案を作った段階で付いていた補足意見です。最終的にCSTP報告書になったときにはこの部分は含まれておりませんが、CSTPのHPにはまだ残っています。私のもの以外の反対意見、補足意見もありますので、全部お読みいただければ、以上の趣旨はご理解していただけたと思います。

さて、このような経緯でできたのが、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」です。何回も繰り返して恐縮ですが、これは生殖補助医療研究のための指針ではありません。それなのにこんな名前をつけたのかというのは私はいまだもってよくわかりません。これは、文科省と厚労省が相談してつけたというものだと思いますが、どうしてこういう名前になったか、まだわからない。私が本日「ヒト受精胚指針」という略称を使わせていただいているのはこのためです。

補足すべきことは2点あります。ヒト受精胚作成の目的が生殖補助医療研究に限られているということが一つです。そして、使用ととっても、研究目的のそのために使用することをいうわけですから、出産目的で使用することは当然許されないというのが二つ目です。指針の第3のところでは、胎内への移植等の禁止が明文で書かれているのはそのためでございます。

受精胚作成についても、研究機関（配偶子提供機関、研究機関）内の倫理審査委員会と文部科学大臣・厚生労働大臣の確認という二段審査が要求されています。

もっとも問題なのは、ヒト受精胚指針は、特定胚指針、ES指針とは異なり、その制定・改廃について総合科学技術会議の意見を聞くことは必要とされていないということです。これは、均衡を失していると思われまます。ここで考えなければいけないのは、ヒト受精胚指針についても総合科学技術会議の意見を聞くようにすべきかこ、あるいはES指針も特定胚指針もこれからは総合科学技術会議の意見を聞くことを要しない、報告に留めるとすべきかです。ES指針、特定胚指針について総合科学技術会議の意見を聞くべきだとされたのは、生命倫理政策の決定が縦割り行政になってはならないという意見のあったためでした。しかし、文科省で議論をしたうえで、もう一回似たようなメンバーで総合科学技術会議で議論するというのは、手間ばかりかかってあまり実質的ではない、という意見もあります。これは、総合科学技術会議・生命倫理専門調査会の将来の役割と関係することですから、十分に考えるべきことだと思います。

現在問題なのは、幹細胞から作成された配偶子を用いて受精胚を作成することが許されるかということです。

以上で見ましたように、研究目的の受精胚の作成はヒト受精胚指針が一定範

困で認めているところです。そうすると、幹細胞から作成された配偶子を用いるという方法での受精胚作成はこの指針が予定していない以上は、認められないのだというのが大方の理解です。ヒト胚研究ではdefaultはノーに設定されていて、許容することが明示されない以上禁止されているという理解が一般的です。これが学問・研究の自由の観点からは正しいことなのかは、実は考えてみなきゃいけない問題だと思います。また、このような方法で受精胚を作るとはまだまだ科学的には現実性がないから、今これを許容する必要はないという議論もされることがあります。これも、理屈としてなりたつのかも考える必要があります。

最後は「生命倫理調査会と日本の生命倫理」の問題です。これは、我々はどうすべきかという話しです。

日本の生命倫理は欧米のそれとはかなり違っているようだと思います。この原因の一つは冒頭に触れました日本における中絶の自由が大きく影を落としていることは、これは否定できないと思われまます。これをdefaultとしているために、Pro-LifeとPro-Choiceの対立がはっきりしなくなっているのです。その典型が、中絶の権利を擁護する論者がヒト胚保護を言うということです。この論理がどのようにつながっているかについての自覚も反省もない。私はこれも最初に申し上げましたように、中絶の自由の問題とヒト胚の取り扱いの問題とは別の次元に属する問題であると思いますので、両者は両立しようとは思いますが、何をの自省もなく、「人間の尊厳」「生命の尊重」というスローガンを振り回すだけでは何の説得力もないのです。

もう一つは、これは古くからの問題だと思いますが、日本では、人間の生命に関しては「おぼろげな境界線」しかないということです。川端康成がノーベル文学賞受賞講演で「美しい日本の私」といい、大江健三郎もその後のノーベル賞受賞講演で「あいまいな日本の私」言ったのは有名な話しです。例えば脳死・臓器移植問題についても、「脳死が人の死かどうかは議論する必要はない。要するに脳死の人の心臓をとることが許されるかだ。そして、脳死者は生きていても心臓移植のためにこれを摘出することは合法なのだ。これが人道的で優しい議論なのだ。」という人がかなり多く、特にマスコミがそうでした。ある大新聞社は「脳死を人の死とする臓器移植法改正案は『いのちの線引き』であってけしからん。」という論調でした。日本では、死ぬことも許されない国なのかという話です。

そして、いつ死なのがはっきりしないばかりじゃなくて、ヒト受精胚が一体生命なのかという人の生命の始まりについてもはっきりしていないのが日本です。クローン法附則2条にある「人の生命の萌芽」を文科省は最初”beginning of human life”と英訳していました。そうすると、これは

「始まり」であっても人の命そのものということになります。ところが、現在の文科省訳は”merging potential of human life”です。人の生命になり得るということだったら、まだ人の命ではないということになります。前々回申しましたように、「ヒト胚は人間の生命であり、人間になり得る萌芽的存在である」ということをいうつもりだったのでしょうが、はっきりいわずにぼかして、「人の生命の萌芽である」ということで片づけられると思っているところが、大江健三郎ではありませんが、私としては気に入くない。英訳も出来ないような日本語を使ったということはその日本語の意味がはっきりしていないということです。私は、いつも「これは不幸な表現である」といいますが、今は、単にそれだけでは済まないと思います。

もう一つの日本の生命倫理の特徴は、生命倫理を社会的合意論、ガバナンス論に解消し得ると信じ込む傾向が強かったことです。

「社会的合意があれば行為は倫理的である」という思想ぐらい反倫理的な思想はありません。「社会的合意論」をやゆして、加藤一郎先生という民法の大家は「赤信号みんなで渡れば怖くない」「全員一致のムラ社会の論理だ」「社会的合意論は実態のない蜃気楼に過ぎない」などと痛烈に批判されたわけです。

ガバナンスというのは、生命倫理規範が安定的に実行されている状態をいうわけですから、その生命倫理規範そのものが正しいかどうかについては一言も言っているわけではありません。ガバナンスが成功しているのは独裁国家でもそうです。しかし、それが倫理的に正しいという人はだれもいないわけです。

私は生命倫理は3つの局面に分けて考えなければいけないと、かなり前に言ったことがあります。『学術の動向』という日本学術会議の機関誌です。つまり、本来の生命倫理の問題は規範内容の倫理性に関するものです。これが第1の局面です。生命倫理規範を定立するためには、国民、関係者の理解を得る必要があります。理解の得られないままに規範を立ち上げることは反倫理的で、社会的合意論がこの趣旨であるのならこれは正当です。この規範定立の倫理性が第2の局面です。最後に、定立された規範の実行は、できるだけ関係者の自律的な遵守によるものでなければなりません。ガバナンス論はこの意味での規範実行の倫理性の問題です。

それでは、生命倫理調査会はどこに行くのかという話しです。

基本は生命倫理はだれのためにあるのかという原点を忘れてはいけないということだと思います。こんなの言われなくてもわかっているということだろうと思いますが、生命倫理における政策決定をしなければいけないのはここでございます。そうすると、それは何のためにするかというと、国民のためにするわけで、単に医科学の研究者のためではなく、生命倫理学者のためでもないということです。私は、この場に限られたことではないと思いますが、プロフェ

ッショナルリズム尊重の議論が欠けているのではないかと常々思っております。プロフェッショナルリズムに研究の価値をまず認めること、医療の裁量性、研究の裁量性を認めることがプロフェッショナルリズム尊重の出発点ですが、何のためにこれが認められているかということ、プロフェッショナルリズムに活動の自由を認めることが国民に利益が還元されるからだということ。研究者が偉いから言うことを聞けというものではないのです。しかし、研究者は信用できないと言って、すべての研究に障害物競走を強いることは、プロフェッションの研究が国民のためのものであることを忘れた議論であると思います。

もう一つ。経済的インセンティブが少しでもあると不純な動機であるとする傾向が日本ではあります。これも大きな間違いであろうと思います。恐らくお金の使い方として、どの研究に資金を提供して研究のインセンティブを与えるかは、まさに倫理の問題です。しかし、お金を付けることは反倫理的だという議論は成り立たないはず。です。

もう一つは、生命倫理の政策決定については、責任を引き受ける覚悟を持たなければいけないということ。です。

生命倫理は政策決定のための発言であることを自覚しなくてはならない。発言したことに責任を持つ。その結果について、引き受けるということ。議論においては、概念と主張は明確にするということが必要。です。例のヒト胚に関するCSTP報告書について、あれだけ長い議論がかかったにもかかわらず、あれだけのものしかできないのかと言った人がおります。たしかに、「慎重論」「人間の尊厳」「科学者不信」「インフォームド・コンセント」「個人情報の保護」という言葉が内容がはっきりしないままぐちゃぐちゃになって飛び交い、さらにはもっと議論をしなければいけないというような議論がさらにされたということがあります。あれではしょうがない。

これから「生命倫理専門調査会の行方」の各論部分です。

CSTP報告書は2004年ですが、生命倫理専門調査会はこれを出発点としながらも、それにとどまることがあってはならないのは当然のこと。です。そのときに考えなければいけないのは、先ほど言いました現在の「defaultはNO」という日本の基本的な規制方式を見直す必要がないかということ。です。日本では「モグラたたき方式」ではありません。モグラはアスファルトの道路の下にいて、最初から出られない状態にされています。アスファルトの上から、時々蓋をはがして、モグラを出してやるというものです。この「逆モグラたたき方式」を維持するのがいいのかということは考えなきゃいけないだろうと思います。

また、幹細胞から作られた配偶子を用いた受精胚の作成の可否など、現実的な可能性と必要性が出てきたらそのときに議論しましょうというのがこれまでの態度ですが、これでいいのんだらうかという話し。です。法律の教科書の中で

はでありそうもないことも議論してあるというのは随分あるわけですが、こういう問題が出てきたときにどう考えるかということを考えておくことによって、現在の問題も考えられるということがあります。また、それが現実の問題になってから考えたのでは遅いということもあります。生命倫理の議論も積み重ねがあることが必要です。

生命倫理の議論には体系性が必要です。それは包括的な議論、たとえば「ヒト胚の尊厳」そのものを議論すべきだということではありません。具体的な課題を価値体系の中に位置づけて考えることが必要ということです。

そうするとマニュアル規制、技術規制という考え方を再検討すべきではないかということです。先ほどの米村先生のご趣旨に賛成なのですが、いちいち、手取り足取りというようなやり方をしてきたために、基本がわからなくなって、これに適合しないような事態になったらどうしていいかわからないというようなことになっちゃうわけです。法律、指針の書き方をどのようにすべきかということを含めて、体系的な議論は必要であると思います。

最後にもう一つ。途中で申し上げましたように、この場合は生命倫理政策が省庁の縦割り行政の場になってはならないということから設けられたものと理解しています。しかし、果たして現在、生命倫理専門調査会がそのような機能を果たしているか、果たしていく準備が出来ているかは、立ち止まって考えてみるべきことでしょう。

どうもご清聴ありがとうございました。

(相澤会長) ありがとうございました。

大変本質的な重い課題を指摘いただいております。

それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

はいどうぞ。

(高木専門委員) 最後のところで、生命倫理的な政策決定については責任を引き受ける覚悟を持つべきであるというご提言が書かれていますが、これは学者が、なんでしょうか、それとも行政が、なんでしょうか。

(町野専門委員) 政策決定にかかわる人すべてですが、私が念頭に置いていたのは、我々この委員のことです。

(相澤会長) はいどうぞ。

(吉村専門委員) いろいろな生命倫理的な問題はいろいろあると思います。そのときに、例えば研究とか、医療技術であっても、施術であってもいいと思うんですけども、この是非論を議論するところというのは、先生のお考えとしてはどこが一番適切な場であると思われませんか。物事というのは是非論が一番初めに来るとは思いますが、是非論があって、その後ガイドラインができてくるという考え方はあると思います。これをしていいのか、して悪いのかというこ

とは、今の状況においては、非常に本質的な問題であればあるほど、議論する場がないと、日本では思うんですが。この点については先生はどのようにお考えですか。

（町野専門委員）これは、本質的な問題だと思います。昔だったら、プロフェッションは国民の意見を聞きながら議論し、責任も引き受けてくださいということで済んだでしょう。現在それではできないと状態になっている。例えば医学者だとか、医学会が、その責任を全部背負いきれないというような状態になっている。恐らく生命倫理における民主主義という観点からは原理的に一番適切なのは、国会だろうと思います。しかし、それでは機動性に欠けるとかいろいろ議論があります。国会がどれだけ適切な議論ができるかということについても議論があります。私は、リテラシーを持ったマスコミの注視する中でこういう場で議論することが、国民の理解を得るためにもまず必要ではないかと思っております。

（相澤会長）はいどうぞ。

（位田専門委員）町野先生と私はときどき意見が違うんですけれども、大枠は私はきょうの町野先生のご意見に賛成なんです。しかし、違うのは恐らくどこで線を引くかということです。今のご質問と若干絡むかと思うんですが、ガイドラインなり、その中のルールをつくる時に、まずプロフェッショナルがルールをつくって、ある意味では、自律をまず促すべきだという議論があるんですけれども、その点については、先生どうお考えでしょうか。

（町野専門委員）現在は、そのような考え方は素直にはとれないということはお話の中で申し上げたところです。

プロフェッショナルリズムの基盤が中世のギルドである、ヒポクラテスの誓いもギルド的なものだといわれますが、そのようなものは今は存在いたしません。伝統を持っている国では、例えばフランスの医師会あたりは、独自の裁判所を持っています。それから立法機能も与えられております。そういうものは日本ではないのです。そういうところで、やはり最終的に決めるのは国会だということだろうと思います。もちろん、下のほうから順番に上がってくる、ボトムアップというのは正しいことです。だから、プロフェッショナルリズムはここである程度の合意を得た上で、そしてそれを行政、さらには法律へ挙げていくというのが恐らく健全な姿じゃないかと思えます。

（相澤会長）いかがでしょうか。

はいどうぞ。

（田村専門委員）先生ありがとうございました。最後のページの、経済的インセンティブは不純な動機ではないというところで、どういうものにどのくらいお金をつけるのかが大事だというご発言で、それはそのとおりだと思うんです

が、この委員会では、先端的な医学研究の話ばかりやっけていまして、そういう先端的なものだけじゃなくて、医療あるいは生命倫理の問題についてもたくさんあると思います。ところがほとんど議論されず、例えばESはどうしましょうというふうな先端的なところだけ話しています。それで結局中絶のところを話さないでESだけの議論になってしまった。全体的な議論といいますか、全体を見たときにどの研究にどのくらい資源を充てるか、そういったバランスの問題というのはどの辺で議論したらいいというふうにお考えになりますか。

(町野専門委員) 恐らく総合科学技術会議だろうと思います。ただ、日本では生命倫理というと、臓器移植とかヒト胚とかゲノムだとか、そっちのほうに偏ってますが、ちょっとこれもおかしい話して、生命倫理の課題は、人々の生命と健康を保障するわけですから、医療へのアクセスの問題はかなり大きな問題です。生命倫理の世界でも、国際的な問題ともし言うならば、南北問題が最大の問題です。そういうことを頭の中に入れながら、今ご指摘のとおりたくさんいろいろな病気があって、困っている人はたくさんいるわけです。そして、富は限られている。どの範囲にどのようなお金をつけるかというのは、まさに今流行の正義論の問題だろうと思います。

だから、その点のあれが、言ってみますと、これは政府がある範囲で配分をしなければいけないわけですけれども、そのことを議論できるのは恐らく総合科学技術会議以外はないだろう、厚労省や文科省とか通産省というのが、それぞればらばらに議論する問題では私はないように思います。

(相澤会長) はいどうぞ。

(米村准教授) 先ほど、相澤先生から私のほうにご質問いただきましたが、現状に対する立法的な措置が検討されているのかというお尋ねに対して、検討されていないと認識しているというお答えを申し上げました。結局、現状の生命倫理ないしは医学研究、医療も含むかもしれませんが、そういった問題についての検討のあり方については、まさに町野先生のご指摘のとおりではないかと認識をしております。

その医学研究についてのガイドラインは、先ほどもしかすると法律に反するかもしれないということを申し上げました臨床研究倫理指針をはじめとして、個別の研究分野ごとにできており、非常にパッチワーク的な規制になっているわけです。これを、そのままにしておくと、何か問題が出てきたときにそのたびに議論をして、もう一回新しくルールを議論して決めましょうという話にならざるを得ないわけですが、恐らくもうそれでは立ちいかない状況になってきているのだらうと思います。ある程度事例が積み重なるまでは、考えるといってもなかなか手がかりがありませんので、最初の段階ではそういった形でパッチワーク的になるのはやむを得ない部分もあるかもしれませんが、ガイドライ

ンができて10年ほど経過した現段階において、やはりもう少し大所高所に立った視点から、一般的にこういうルールを設けましょうということを考える段階にそろそろ来ているのではないかと、私を感じております。したがって、ヒト胚だけということだけではなく、およそ人間の組織、細胞に対してどういう法律関係が妥当しているのか、どういうルールで、だれがそれを利用していいのかということ、もうちょっと包括的に考えるということがあってもいいのかなという気はしております。それが、従来の縦割り行政の中ですと、それが適用される場面が医学研究であれば文科省、医療であれば厚労省、産業利用であれば経産省というような形で分かれてしまっているのが現状ですので、その縦割りの発想を乗り越えるということになると、やはり総合科学技術会議の皆様ぜひともご尽力をいただければと、私からもそのようにお願いしたいというふうに考えているところでございます。

(相澤会長) ただいまの省による縦割りということ、それから先ほどのプロフェッショナルリズムとの乖離、こういうようなところは、必ずしも生命倫理だけの問題ではなく、現在の科学技術が関係するところにいるいろいろな面であらわれているところだと思います。基本的には、総合科学技術会議が果たさなければならぬ使命もそういうことを横断的に扱っていくということではあるんですが、それぞれのところに大きな壁があり、現実にはなかなか進めにくいところもあります。現在の第4期科学技術基本計画は、今までのように分野に特化したところで科学技術を進めるという方針から、むしろ、課題が何かということ、それを明確にして、それを省を越え、組織を越え、分野を越えということに取り組んでいこうということ、これを明確に打ち出しているところです。そういうような、全体の進め方の中で、生命倫理という問題にも取り組んでいかなければいけないんだと思います。そういうことにかかわる本質的なところをきょうご指摘いただきました。今後、この生命倫理専門調査会としての推進方針の中でも十分にそれをとらえて進めさせていただきたいと思っております。

本日は、両先生から、非常に貴重なプレゼンテーションをいただき、貴重な意見交換をさせていただきました。

それでは、本日のヒアリングについては、以上とさせていただきます。

どうも町野先生ありがとうございました。

本日の議題としては、その次に位田先生が、第4回の欧州委員会生命倫理国際対話にご出席いただいておりますので、その状況を少し手短で結構でございますので、ご報告いただければと思います。

(位田専門委員) 位田でございます。

きょうお話しさせていただく欧州委員会生命倫理国際対話というのは、第4回でございます、第1回から私がずっと出席させていただいております。既

にこれまでの3回ともこの生命倫理専門調査会でご報告をいたしましたので、経緯等は省略をさせていただきます。

今回の第4回のテーマは、そこに掲げておきましたように、ちょっと長いのですが「臨床研究及び多施設共同研究における大規模研究と医学データベースのガバナンス」という問題で、要するにバイオバンクについてどうするかということが話題でございました。

背景としては、EU全体で大規模なバイオバンクを構築しようという話でありまして、ただし、1カ所にとということではなくて、バーチャルな形で、いわゆるユーロピアンバイオバンクのような形で考えられているということでございます。

ただし、この欧州委員会の生命倫理国際対話というのは、ずっと以前にも申し上げましたけれども、EUの27加盟国には、それぞれ国家生命倫理委員会というのがございますので、その27委員会と、それからEU加盟国以外の国家生命倫理委員会15国の生命倫理委員会の代表を招いて、一年一回国際的に議論をするということでございます。

プログラムは、そこのお配りしております資料に全部出ておりますので、ごらんいただければわかりますが、午前、午後で計4つのセッションをやりました。第1セッションは、ヨーロッパの側が基調講演等を行いました。第2セッションは、非EUの加盟国の国家生命倫理委員会の代表が同じ問題についていろいろプレゼンをするということでございます。最後の第3セッションは、国際機関、もしくはCOHREDと書いてありますのは、これはNGOですが、国際的な活動をしている関連団体の意見をここで出すということでございます。

一つ一つご紹介すると時間がございませんので、主な意見で私が少し関心を持った点について若干ご紹介を申し上げます。

まず、EUの人たちですけれども、EUには、EGE (European Group on Ethics in Science and Technology)、科学技術倫理ヨーロッパグループというのがございまして、これは個人資格のグループですけれども、ここがこの会議も主催しているわけですが、そこで、さまざまな問題、生命科学のみではありませんけれども、科学技術の問題と倫理の関係について議論をしてきております。その関連で、まずSalviさんというのは、ECの事務方ですけれども、この委員会の事務局長をしておりまして、そこで今ECでこういうことをやっているんだということを、そこに書いておきましたような報告書とか、臨床研究指針を改定中だとかいうことを紹介しておりました。

今、ごらんいただいているスライドの下の方にJørgensenと書いておきましたが、これは、ノボノルディスク (Novo Nordisk) という大きな製薬会社がございまして、その代表の人が来て、ノボノルディスクとしては、大規模研

究データベースの利用に関連する問題を今検討をしている。しかし、製薬会社だけでは問題があるので、保健当局とか、アカデミア、産業界の協力を得て、臨床研究の透明性を確保しながらやっていきたいということをおっしゃってられます。ただ、EUはやっぱりそれぞれの国の規則があり、倫理審査委員会がございますので、何らかの形のharmonizationが必要であるという指摘がございました。ちなみに、ノボノルディスクというのは、デンマークの製薬会社です。

それから、次に、Halilaさん、彼女はヘルシンキ大学の法学部の教授ですが、まずバイオバンクに限らず、国際生命科学研究における倫理原則というのを6つ挙げて話しをされました。

その後、バイオバンクの問題ということで、欧州生物医学条約、いわゆるオビエド条約以降この問題が議論をされてきているんだけど、どこの国でも、被験者を保護するということが重要だと指摘されました。ただ問題は、バイオバンクにしる何にしる、規則をつくるということが研究の倫理性を必ず高めるかということ、Yesの部分もあり、Noの部分もあるということです。重要なのは、公開性と透明性、さらに相互理解、つまり科学者と被験者、そして一般社会との相互理解、それから、さまざまな形での協力と相互交流とが必要だという指摘がございました。

ヨーロッパは、そういう形でございまして、EUの加盟国以外からの意見で、興味を引きましたのはまず中国でございました。いろいろ書いてございすけれども、中国では、さまざまな形で生命科学が大規模に展開をしてきている。と同時に、特にコホート、非常に大きな50万件のコホートでありますとか、それから多施設共同研究なんかが実際に行われている。それから、倫理審査委員会というのは、今までうまくいかなかったんだけど、その制度化と能力向上が今行われつつあるという紹介がございました。

それから、多施設共同研究については、しばしばアメリカの規則ばかりが強調されて、中国法には言及がないというような、不平等でありますとか、先進国と発展途上国の間の搾取の問題、遺伝子流出と遺伝子戦争、そういったことを中国の側が指摘をしておりましたし、先進国で行われた研究成果のサンプルは中国から持っていったものを、公平に還元をするようにという主張もありました。それから中国の中では、あちこちにデータベースがあるんだけど、それを中央集積化するということに対する抵抗がまだ強いということが言われております。

それから、その次のスライドでは、ノルウェーでは、北欧全般にそうすけれども、こういったバイオバンクというのはさまざまな形で広がっているということの紹介がございました。ただ、開示の問題で、そのノルウェーの一番最

後に書いておきましたが、MIDIA研究というので、I型糖尿病の環境原因の研究でバイオバンクをやり始めたんだけど、その遺伝子リスクについての開示を条件として同意したんだけど、法律ではそういった予測的な遺伝子検査を禁止しているので、結果的に、開示を求める親と研究との間で衝突が起きて、2007年に中止をした。そうした例もあるんだという指摘がございました。

それから、もう1点、フィリピンで、新生児の全国スクリーニングを開始したというニュースをフィリピンの人が紹介しておりました。フィリピンでは、大規模なデータベースができる予定であるということがございました。

そのほか、次のスライドで、インドネシアのような発展途上国では、パンデミックに関連して、H5N1、H1N1等の感染の事例を紹介していろいろな形のバンクや生命倫理の対応というものをやっている。さらには、国際的な多施設共同研究を通じて、研究能力の向上と、それからインドネシアの社会の中での協力といったものを進めているということが指摘されておりました。

あと、英語でずっと何枚かスライドが続いていますけれども、これは私が報告をしたスライドでございまして、日本でこの課題について、どういうことが行われているかと、どういうことが問題になっているかということ、この生命倫理専門調査会ではこういうことは議論をしたことがございませんので、これは個人的な意見だというふうにまず断っておいて、私の個人的な意見の形で発表させていただきました。

最後に、図をかいておいたのは、科学研究費補助金でいただいて、研究した成果を一つの表にまとめた形で、バイオバンクと遺伝子データベースについてのガバナンスはこういうことが必要だよということをおある意味で提言をしておきました。

以上でございます。

(相澤会長) ありがとうございます。

以上で本日の議題は終了でございます。

本日の議事につきましては、すべて終了でございますが、今後のことにつきまして、事務局からお願いいたします。

(山本参事官) 本日の議事録につきましても、いつもと同じでありますけれども、皆様にご確認をいただいた後で公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、次回以降の日程ですけれども、今、各委員の方の日程の調整をしてご連絡をしているところだと思っておりますけれども、今のところ9月以降に再開するということが予定しておりますので、よろしくお願いいたします。日程が決まり次第またご連絡いたします。

以上でございます。

(相澤会長) それでは、長時間にわたりまして、大変熱心なご議論をありがとうございました。これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。